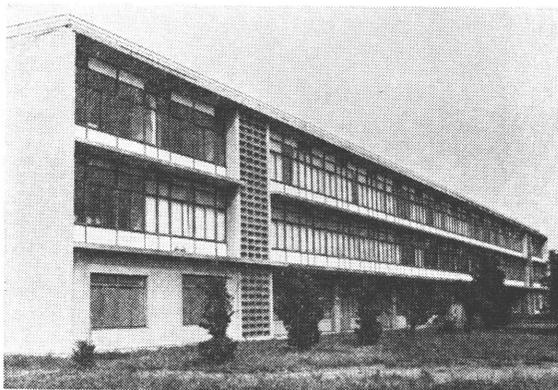


第10章



留学生部

第1節 留学生部の歩み

本節では留学生部（課程）の制度上の変遷とその背景を中心に述べる。昭和35年4月から昭和47年3月まで千葉大学に存在した「留学生課程」乃至「留学生部」は、文部省が主としてアジア諸国から招致した「国費外国人留学生」（国立大学の授業料、入学金等を免除されるほか、毎月一定額の奨学金を支給される留学生）のうち、理科系の「学部留学生」（外国において12年の教育課程を終え、日本の大学の通常の課程を履修するもの）の日本語教育及び一般教育を担当する課程・部であった。このような特殊な部局（課程）であったため、文部省を中心とする国策の変化の直接の影響を受け易く、教授会を中心とする運営主体はそれへの対応に多くのエネルギーを割き続けた。以下は、限られた紙数の枠内で、そのような経緯の一端を述べたものである。



留学生部のプレート

1. 留学生課程の成立

戦後わが国が受け入れた外国人留学生の約8割は自費を以て来日、勉学するいわゆる「私費留学生」である。しかし日本の留学生受け入れ制度は残り2割の「国費留学生」を中心に整備されてきた。

文部省による国費留学生の受け入れは昭和29年にさかのぼる。戦後日本の政治的、経済的再建が進むにつれ、アジア諸国からの日本への留学について、アジア諸国の側にも、また日本の側にも、それぞれの立場から関心が高まり、このような機運を背景としてこの年、文部大臣裁定の「国費外国人留学生制度実施要項」及び同「取扱要項」を以て国としての留学生招致が制度的に開始された。当時重点はアジア諸国からの「学部留学生」に置かれ、付随的に欧米諸国からの「研究留学生」(外国の大学を卒業して日本の大学において一定期間専門分野の研究をするもの)が数名招致された。学部留学生に対しては、東京、大阪両外国語大学に新しく設けられた「留学生別科」で1年間まとめて日本語教育その他の予備教育を施し、終了後各大学の正規の課程にそれぞれ進学することとされた。

その後招致留学生数は全体としては漸増傾向を示したが、その中で、研究留学生については期間、対象国等の面で制度的拡充がはかられたものの、学部留学生については留学生別科制度の不備が明らかとなっていた。その中には、発足初年度の末近く早くも留学生たちのストライキが奨学金の不足を主たる理由として起こったことに示されるような、受け入れ体制上の不備も含まれていたが、特に最大の問題は、日本語を全く知らずに来日するのが普通であるこれら留学生たちに対して日本語の教育が1年間では足りないという点にあった。留学生たちの不満の中心はそこにあり、当時別科から留学生を受け入れた諸大学も文部省のアンケートに対してすべての大学が1年間の日本語教育では「不足」と答えている。

留学生別科のこのような状況が、「留学生課程」への制度転換の理由となった。たまたま1960年代は先進諸国による発展途上国への「経済＝開発援助」が世界的な規模で本格化していく時代であり、日本もまた1950年代後半から「高度経済成長」に突入り、その結果としての海外市場に対する関心の高まりから、昭和35年に至って対外「援助」の体制を飛躍的に整えた。その一環として留学生制度についてもこの年一つの転換が行われたのである。

昭和35年4月、国立学校設置法施行規則の一部改正という手続きにより「留学生別

科」に代わる「留学生課程」が東京外国語大学とともに千葉大学に設置された。その制度的特徴は、3年間の一貫した課程の中で日本語教育、一般教育及び専門教育の一部を有機的に結びつけて施し、その終了後各大学専門学部の3年に進学せしめるところにあった。千葉大学の留学生課程は、文科系を担当する東京外国語大学に対し、理科の学生を引き受けるものとして文理学部内に設けられ、文理学部長が課程主事を兼ねた。なお定員（千葉大学の場合は1学年60名）にあきがある場合は独自の編入学試験により私費の留学生を受け入れることも認められていた。

2. 留学生課程の発展

こうして発足した千葉大学留学生課程は、いわばその殆んどすべてをそれから作り出さなければならなかった。初年度の学生として東南アジア・中近東からの25名（うち私費2名）を受け入れたとき、課程専任のスタッフは7名の教官と2名の教務職員だけで事務官はおらず、専用の教室や学生の宿舎もなかった。「留学生課程規程」や「履修要項」が作られたのはそれぞれ35年5月、36年2月になってからであった。カリキュラムが定まらないので時間割は絶えず組み替えられていた。36年2月、学生たちはストライキを起こしたが、そのときのかれらの要求は具体的な何についてということではなく、新しい制度全般に対しての不信感から1年を修了した時点での各大学への進学を求めた。文部省、大学はこれを受け入れ、こうしてこの年は事実上、前年度に廃止された別科制度の形を踏襲することとなった。

昭和36年度以降、学生側からの、ストライキを含む幾度かの要求の繰り返しをはさみながら、課程をめぐる内外の条件は徐々に整えられていった。国のレベルでは、招致学生数、奨学金の月額がいずれも増えた他、渡航旅費(往復)の支給、医療費の一部補助がなされるようになり、大学宛ての教育補導経費も「留学生特別指導費」、「留学生課程特別設備費」、「留学生実地見学旅費」等が付け加えられていった。教育面では後述（第2節）の「留学生特例」の制定（昭和37年）があってカリキュラムの確立に貢献した。千葉大学レベルでは、課程専用の建物ができるとともに、専任スタッフも留学生課程主事、補導主任以下38年度までに教官31名、事務官21名と充実を見た。課程の運営は、学生の教育・補導については留学生課程教官会議が当たったが、教官組織の問題を含むいわゆる管理運営のためには、文理学部、留学生課程それぞれの教授3名ずつに大学の首脳部を加えた留学生課程運営委員会も設けられた。なおこの間、これも後述（第3節）のように、留学生寮の建設も進められ、その運営は、学生部の

第1節 留学生部の歩み

管轄となった37年度を除いて留学生課程が当たり、寮の現場には寮務主事、主事補以下の専任スタッフが置かれた。この間、38年3月には第1回修了生16名を送り出し、課程の営みは漸く軌道に乗っていった。

以上のような体制整備の裏側で、しかし留学生制度の修正乃至改変への動きが早くも始動していた。それは留学生課程における大学前期の教育、即ち日本語教育・一般教育の後期専門教育への連係の問題、言い換えれば留学生課程から諸大学への「進学」の問題を軸として進出した。課程発足の翌年である昭和36年、既に文部省周辺において前期教育、特に日本語教育の効率化による課程の期間短縮を望む声が出始めている。そして昭和38年になると、文部省の意向に基づいて、理工系学生の留学生課程2年半修了時の進学が実現し、3年課程の原則は最初の修正を受けることとなった。このような動きの周辺に、進学先大学を特定して進学の円滑化をはかろうとした「指定大学」・「委託大学」案や、日本語教育の効率化をめざす「日本語センター」案や、留学生招致の重点を学部留学生から研究留学生に切り換えようとする動きや等々がからみ、留学生課程制度に対する見直しがそろそろ表面化し始めていた。その根底には、留学生招致の量的拡大＝効率化を求める政策的指向があったと思われる。

3. 留学生部の成立

昭和39年4月、省令による国立学校設置法施行規則の改正という手続きで、留学生課程は「外国人留学生のための教養部」としての留学生部に昇格し、千葉大学における独立の部局となった。留学生課程運営委員会は廃止され、人事・予算を含めて部の運営は教授会が当たることとなった。なお、文科系を担当する東京外国語大学の方は学生数が少なかったこともあってか、「課程」のまま存続した。

昭和39年は戦後日本の留学生受け入れ制度全体としても一つの転回点であった。この年、文部省の留学生関係予算は一挙に倍増し、招致学生数が従来の100名から200名に、学生の奨学金が2万5千円から3万円に引き上げられたほか、研究旅費の支給や理工系学生の卒業後の「工場実習制度」等が始まった。

これら文部省の言う「画期的改善」と表裏の関係において、前述の制度的見直しの動きはさらに明確になってきた。特にこの年の秋、理工系学生の2年半進学が難航しかなりの残留者を出したことから、進学時期の繰り上げを軸とするさまざまな動きに拍車がかけられた。その背景の一つとして、日本の大学における一般教育制度の再検討の動きとそれに伴う専門教育始期の下降傾向をも挙げねばならないであろう。それ

によって留学生部・課程の「3年間の一貫教育」と諸大学の専門教育との関係はますます難しくなったのである。この年の12月、文部省のアンケートに対する各大学の回答を見ると、医歯学系については従来のもままでいいとしながらも、理工系では留学生部の2年及び2年半修了時の受け入れ希望が大部分を占め、1年修了時を希望する大学も増加している。このような状況変化を背景として、40年度以降、理工系学生の進学は2年修了時を中心とする方向に固まっていき、留学生部・課程制度の実質的縮小はまた一步前進を見た。一方、39年度における招致学生数の増加分がすべて研究留学生に割り当てられたことにより学部留学生と研究留学生との比率がこの年以降決定的に逆転したことや、日本語教育の効率化を表面に掲げつつ留学生部・課程制の改変の方向性を裏に持つ「日本語センター」方式案（後述）が急速にクローズ・アップされてきたこと等を併せ見ると、千葉大学留学生課程の留学生部への形式上の「昇格」はあっても、全体として昭和39年の持つ転回点的意味は明らかであろう。後述の、千葉大学全体を揺るがした「チュア・スイ・リン事件」もこの年に起こっている。

4. 留学生部廃止への道

昭和40年以後、千葉大学留学生部の歩みは、さまざまな迂余曲折を経ながらも、全体として、留学生部・課程制度廃止への道を進んでいった。

上述のように、制度改廃の動きは文部省を中心として進学問題を軸に進められていたが、昭和40年頃進学時期の繰り上げが一段落してからは、「調査研究」諸会議への諮問とその答申を通して「日本語センター」の構想が次第に固められていった。それは従来の日本語教育を根本的に改善するために、日本語、日本語教育、教材等についての研究諸部門と、外国人に対する実際の教育に当たる日本語教育部門とを併せ持つ機関として構想された。そしてその内容が具体化するに従って、後者へのウエイトが強められ、やがてこれを基礎に据えた新しい留学生教育体系がその全貌を現わしてくる。即ち、留学生教養部的な「留学生部・課程」は廃止して、上記「センター」の教育部門としての「日本語学校」による1年間の予備教育の後、直接各大学へ進学せしめるという体系である。それはかつての「留学生別科」制度に類似しているが、日本語教育水準の向上、効率化を中心に、1年課程の難点は克服し得ると考えられていた。このような構想に対して、従来留学生部・課程を経て留学生を受け入れてきた諸大学はかなりの不安を示して、全面的な同意は必ずしも与えていないが、しかしそれでも、「日本語学校」における教育の充実や、大学進学後の補習体制の整備・強化等を

第1節 留学生部の歩み

条件として、大半はともかく支持に傾いていく。

このような状況の中で、直接の当事者である東京外国語大学及び千葉大学に対しては、既に昭和40年頃から、それぞれ「日本語学科」（日本語を専攻する留学生を受け入れる4年課程の学科）の新設及び文理学部の改組に結びつけての部・課程改組案が示されていた。両大学のうち東京外国語大学の方は比較的スムーズに制度的転換に対応を見せたが、千葉大学の方は、文部省を中心とする上述のような制度改廃の進め方に対しより強い批判的空気をも底流に持ちつつ、留学生部教授会の日本語センター委員会（昭和40年）や根本問題委員会（昭和41年）が留学生部制度存続の希望を表明していた。しかしこれも前述のように、「日本語センター」構想が具体化するにつれて進学先の諸大学も支持へ傾きつつあった状況の中で、一方文理学部の改組が目前に迫ったとき、留学生部教授会はそれに乗せての段階的移行案を結局受け入れ（昭和42年8月）、評議会もこれを了承した（同年9月）。ただしその際、新設予定の教養部内に千葉大学の留学生のための「進学課程」を設置することが条件とされた。このような経過を踏まえて翌43年4月、東京外国語大学には「特設日本語学科」が設置され、一方千葉大学では文理学部改組により発足した教養部・人文学部・理学部等へ留学生部教官のうち10名が移行し、こうして留学生部・課程制度解消の第1段階が現実を開始された。

その後しかし種々の原因によって事態の進行は遅れを見せる。「日本語センター」は年々さまざまな形態で概算要求されながら実現しなかった。その構想の中にあった「日本語学校」だけは結局東京外国語大学からの概算要求に乗せられて実現の方向にあったが、それも、千葉大学にのみ「留学生進学課程」を設置することに大蔵省が難色を示したこととの関連で暫く見送られた。昭和44年をピークとする大学紛争も一定の影響を与えたと思われる。しかし結局千葉大学は文部省の側面的援助も受けながら「進学課程」抜きでの移行計画を作成し、そのことによって、昭和45年4月、1年制の「東京外国語大学附属日本語学校」が漸く実現を見た。それに伴って留学生部・課程は同年から留学生の受け入れを停止し、以後段階的縮小を重ねて、昭和47年3月、最終的に解消した。

それ以後、千葉大学における留学生教育は1年間の日本語教育を終えた国費・私費留学生を毎年若干名ずつ受け入れて正規の課程を履修させるという、一般の大学と同じ形となって現在に至っている。留学生部の名残りとして、教養部には他大学に先んじて日本語・日本事情科目の専任担当者が置かれ、留学生の教育・補導に当たっている。小中台には169室の留学生寮が学生部管轄の下に他大学の留学生をも受け入れな

がら存続している。

第2節 留学生教育の変遷

1. 留学生課程の教育

昭和35年度における教育課程は、同年4月1日制定の千葉大学留学生課程規程によるものである。しかし、実際には1年次の学生のための授業時間割だけが編成されたのである。この年度の学生の来日時期は大きな差があったため、暫定的な時間割を組み替えながら、次第に整備されていった。

千葉大学留学生課程規程による教育課程はおおむね次の通りである。

1年次

日本語（前期毎週24時間、後期毎週18時間、年間800時間以上）

外国語（英語は必修で毎週4時間、後期に英語、独語、仏語から1か国語を選択履修毎週2時間、ただし医進コースは独語必修）

保健体育（体育実技毎週2時間）

基礎科目（日本文学、日本歴史、音楽、日本地理の中から2科目；数学、物理、化学、生物の中から3科目、医進コースは4科目を履修）

2年次および3年次

一般教育科目（人文科学系列および社会科学系列から各1科目4単位、自然科学系列から4科目についてそれぞれ講義4単位、実験1単位…数学を除く…合計19単位以上修得、医進コースは数学、物理学、化学および生物学必修）

外国語科目（第1外国語として英語8単位、第2外国語として英語、独語、仏語からいずれか1科目4単位を選択履修、医進コースの第2外国語は独語8単位必修）

保健体育科目（講義2単位、実技2単位、合計4単位修得）

専門基礎科目（数学、物理学、化学、生物学、地学の各分野で開講される授業科目の中から専攻分野に関連のある科目について28単位以上を修得）

日本語（2年次毎週10時間、3年次毎週6時間必修）

第2節 留学生教育の変遷

2. 留学生特例

昭和37年4月18日、大学設置基準の一部が改正され、外国人留学生の一般教育等の履修についての特例（以下「留学生特例」という。）が設けられた。

この特例は、外国人留学生に対し、その修学目的に即して合理的な教育課程を編成できるよう、大学設置基準を改正し、留学生の全体的な学習効果を高めるとともに、履修上の負担の軽減をはかろうとしたものである。

この特例により、一般教育科目は人文、社会、自然の各系列からそれぞれ1科目4単位以上、合計5科目20単位以上、保健体育科目は実技のみ2単位を修得すればよいことになった。従来は、一般教育科目36単位、保健体育科目4単位の修得を必要としたので、この特例により18単位の余裕が生ずることになるが、これは日本語科目及び日本事情に関する科目の単位をもって代えることができることになった。医進コースについても同様である。

3. 留学生部の教育

前項で述べた留学生特例にもとづく教育課程は、昭和37年度から実施された。ここでは、昭和39年6月11日付で定められた千葉大学留学生部規程により、留学生課程時代の教育課程との異同を比較する。

1年次

日本語（前期毎週28時間、後期毎週20時間と週当り授業時数が増加）

日本事情（新設、年間を通じて毎週4時間）

外国語（英語、仏語の中から1科目選択、毎週2時間）

保健体育（体育実技必修で毎週2時間）

基礎科目（数学、物理、化学、生物の中から3科目選択、医進コースは4科目必修）

2年次及び3年次

留学生特例にもとづき、日本語及び日本事情に単位が与えられるようになったことが大きな違いである。

一般教育科目（人文及び社会の系列から各1科目4単位、自然の系列から3科目について各4単位、合計5科目20単位を修得、医進コースは数学、物理学、化学、生物

学必修)

外国語科目 (英語、仏語及び独語の中からいずれか1科目8単位、医進コースは英語、独語各8単位合計16単位修得)

保健体育科目 (実技2単位)

専門基礎科目 (専攻に関連のある科目について16単位以上、医進コースは基礎教育科目として、数学、物理学、化学、生物学について各4単位以上、合計16単位以上修得)

日本語科目 (2年次8単位、3年次2単位を修得)

日本事情に関する科目 (2年次4単位、3年次2単位を修得)

4. 進 学 問 題

そもそも3年制の留学生教育機関の構想は、それ以前に行われていた1年間の日本語教育だけでは、大学入学後日本人学生とともに勉学するのに、日本語をはじめとして基礎学力の面で不十分であるとの認識に基づくものであった。したがって、国費留学生は専門教育の始まる大学3年次に入学させることが原則であった。しかし、各大学での専門科目が教養課程へ下降する傾向があって、上記原則が変更され、各大学への進学時期を、理工系では1年、2年、2年半の修了時期に繰り上げざるを得なかった。そして、3年修了時進学は医歯系だけとなったのである。

表10—1 進学時期及び進学大学

進 学 時 期	進 学 大 学
1 年 修 了	京都大学、東京商船大学、東京水産大学
2 年 修 了	東京工業大学、東北大学、東京農工大学、電気通信大学
2 年 半 修 了	大阪大学、北海道大学、東京大学
3 年 修 了	医科・歯科系

表10—2 修了時期別年度別進学状況

進学時期	入学年度									
	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
1 年 修 了	12	3	3	7	1	4	4	6	9	5
2 年 修 了	4		7	17	23	11	13	11	10	12
2 年 半 修 了	2	32	26	14	12	9	11	4	7	5
3 年 修 了	5	20	8	16	16	20	12	7	9	7
そ の 他	2	11	5	4	2	3			1	1
計	25	66	49	58	54	47	40	28	36	30

第3節 厚生補導

1. 留学生課程発足当時

昭和35年千葉大学文理学部に留学生課程が設置されたとき、課程専用の教室はまだなく、千葉市小中台町にあった大学本部（学生部）や文理学部の古い木造兵舎の一部を仮教室として使用した。留学生のための宿舎もなく、東京駒場の留学生会館等から、片道2時間を費して通学する状況であった。

この年の秋に、教室3、教官室兼事務室1を持つ木造平屋建ての建物が、課程専用として小中台地区に作られた。また、留学生寮新設第1期工事として、昭和36年3月31日に22室が完成した。

3年制の新制度になじまなかった学生たちは、通学の不便さもあって、第1節で述べたように、1年修了時での各大学への進学を要求し、昭和36年2月授業放棄を行い、文部省、大学はこの要求を受け入れて、大部分の学生は他大学へ進学し留学生課程を去った。

2. 西千葉移転と留学生寮の開設

昭和36年4月、東京大学生産技術研究所の建物（現在工学部Bコース所管）の3階を借用して事務室、教官室および教室とした。昭和37年度には、建物の全体が移管され、実験室、ラングージラボラトリー等の設備も整えられた。

昭和36年度の初めに教官が当面したことは、新しい留学生の受け入れであった。4月3日から8月18日までの長い期間にわたり、学生が日本に到着するその都度、多くは深夜であったが教職員が羽田空港に出迎え、千葉へ連れて来た。新設の寮はなお整備に時間がかかり、部屋数も不足であったので、宿舎として、旧寮（文理学部の古い教官室を改造したもの）、アパート、下宿を用意した。しかし、下宿生活については学生と家主の間にさまざまな問題が起きた。例えば、留学生は、権利金、敷金に驚き、ふすまの間仕切りを不安がり、シャワー設備のないことに不平を言う。家主の方では、これらの要求を時にはわがままと受け取るし、このことも含めて一部学生の生

活態度に耐えがたいものを感じたりする。このような場合、厚生補導担当者が間に立って、学生側の自己抑制と、家主側の理解と協力を求めながら、物的条件の改善をはかった。大学が契約してアパートをまとめて借り上げたり、大学の費用負担で設備改造等を行ったりしたのであるが、諸問題を完全に解決する



留 学 生 寮

には至らず、特に、食事と医療についてはさらに根本的な対策の必要が感じられていた。

昭和36年6月30日、新築の留学生寮に23名の学生が入寮した。食堂はまだなく、学生食堂や市内の一般食堂を利用していた。

昭和36年9月2日、国費留学生を中心に、千葉大学留学生会(F S A)が結成され、以後、大学や文部省に対する学生たちの要求は、この組織を通じて積極的になされるようになった。10月3日、F S Aは日本政府あてに「覚え書」を送り、寮、校舎およびそれを取り巻く千葉市の諸条件が、留学生の生活・勉学の場として全般的に不適当であるとし、留部生課程を、東京またはその近くへ移転するよう要求した。11月14日、文部省調査局長、国際文化課長、千葉大学長等が出席の上、全学生を集めて正式に回答がなされた。その中で、現状の不備を認め、その改善を具体的に約束しつつ、留学生課程を千葉から移す意志のないことが述べられた。学生側は、結局それ以上の行動にも出なかったが、一般的な不満の底流がその後長く残った。

昭和37年3月、第2期工事が完成し、食堂とともに寮室57が増築された。

昭和37年度から、寮の管理運営は学生部が担当し、学生指導の面で留学生課程がこれに協力することになった。寮室の増加に伴い、留学生課程は全寮制を建て前とすることに決めていたが、F S Aは、寮設備の改善が不十分であるので学生の居住の自由を認めよと要求し、5月8日から授業放棄に入ったが、大学側の説得により、約1週間後にストライキが解除され、66名が新寮に落ち着き、2・3年生20名が寮外居住を続けた。

昭和37年6月、委託業者による寮食堂の運営を開始したが、食事予約制をめぐる、7月には食堂ボイコットが行われ、結局予約制は廃止されて、朝1種類、昼、夕

第3節 厚生補導

各3種類の定食を供給した。10月には、西千葉校舎と留学生寮を結ぶ昼食時のバスが運行するようになった。しかし、経営面での困難から、委託業者は手を引き、昭和38年8月寮食堂は大学の直営方式に切り替えられた。大学はこれを機会に運営の刷新を図り、12月14日定食制からアラカルト制へ変えることを含めて多くの点を改善した。

昭和38年3月末、留学生寮第3期工事が完成し、寮室は合計139室となった。

昭和38年4月、寮の管理運営が学生部から留学生課程に移管され、補導主任が置かれることになった。また、留学生特別指導費がつき、前年度からついた留学生見学旅費と相まって、留学生の厚生補導のための条件が著しく改善された。日本化学繊維協会から50万円の寄贈を受けて、「千葉大学留学生相談員制度」も4月から発足した。

3. 留学生部時代（昭和39～46年度）

前述のように、昭和39年4月、省令改正により、留学生課程は独立の部局となり、留学生部と改称した。

5月11日、「女子にも寮を」の要求で授業放棄が始まり、大学側は1人1室の原則を認め、陸寮内に10室とそれと同等の条件で民間アパートに3室を保証して、5月25日に解決した。7月25日、授業放棄に対する処分として、FSA役員4名に対する学長の戒告がなされた。

9月7日から10月1日にかけて、学生の寮食堂ボイコットとそれに対する寮側の食堂閉鎖がなされたが、食堂運営改善の努力が進められているときであり、唐突な感じの出来事であった。

こうした一連の出来事の中で、入寮していた留学生相談員たちは、留学生の反撥を受けることとなり、39年度中に大部分が退寮し、この制度に終止符が打たれた。

昭和39年9月4日、シンガポールからの国費留学生で、マレーシア連邦の成立に反対していたチュア・スイ・リンに対して、文部省は国費留学生の身分を打ち切った。マレーシア政府の要請によるものである。千葉大学も12月かれを除籍した。

留学生部教授会は、昭和40年3月、チュアの私費留学生としての再入学を決議し、評議会もこれを認めたため、チュアは日本からの強制退去を免れ、留学生部を了えてから大阪大学に進学し、卒業後帰国している。そのとき既にシンガポールは、再びマレーシアから分離・独立していた。文部省を相手としてチュアが提訴していた裁判の判決が昭和44年に下り、敗訴した文部省は、身分打ち切りの取り消しと、その間の奨学金の支払いを命じられた。

昭和40年以降、厚生補導の基本的な障害はほぼ解決され、昭和41年3月には、寮室

表10—3 年度別・国籍別入学者数

入学年度 国名	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	計
アフガニスタン		1		1	1	2	1		2	2	10
イラク	1	1									2
イラン	1	1	2	2	3	3	3	3	5	5	28
インドネシア							6 (1)	6			12 (1)
エチオピア		1									1
カンボジア	2	4	3						1		10
韓国		1 (1)									1 (1)
シンガポール	1	7 (4)	4	6	6	4	3	3	6	6	46 (4)
シリア					2 (2)						2 (2)
セイロン	4	3	3	3	3	1	4				21
タイ	4	15 (1)	11 (2)	11	9	8	6	4	7	5	79 (3)
中国 (台湾)	1 (1)	9 (9)	1 (1)	9 (9)	9 (9)	13 (13)	3 (3)				44 (44)
ネパール						1	2		3	3	9
パキスタン	3	5	6	7	6						28
ビルマ	2	5	7	6	4			1			25
フィリピン		2	4	4	1	2			2	2	17
ベトナム	4 (1)	4	7	6	7 (1)	7 (1)	7	4	4 (1)	3	54 (4)
香港						1 (1)				1	2 (1)
マラヤ、マレーシア	2	7 (4)	1	3 (1)	3	4 (1)	3	5	4	3	35 (6)
ラオス						1	2	2	2		7
計	25 (2)	66 (19)	49 (3)	58 (10)	54 (12)	47 (16)	40 (4)	28	36 (1)	30	433 (66)

() は内数で私費を示す。

第3節 厚生補導

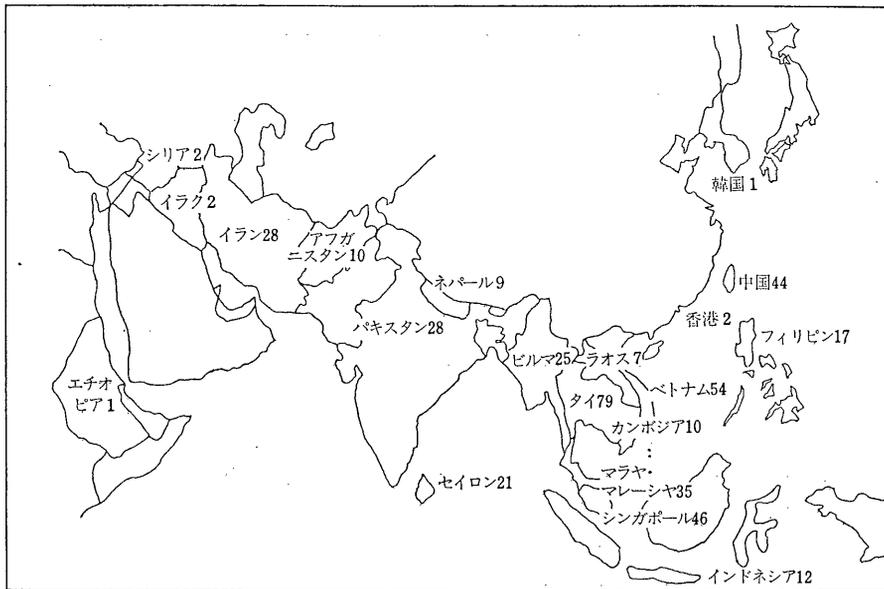
30をもつ留学生女子寮も完成した。

年間行事もほぼ固定化し、4月の新入生受け入れに際しては、国際教育協会が羽田から千葉までを担当するので、寮にあってこれを受け入れ、新入生ガイダンス、7月に1年次学生の水泳実習、夏休み前後の3年次学生の見学旅行、冬の2年次学生のスキー実習等はいずれも厚生補導担当者の仕事であった。その他、学外諸団体からの留学生招待、夏休みの工場実習、大学祭展示の世話もしたが、医療の世話も多かった。

昭和45年2月から3月にかけて、奨学金値上げ要求のストライキが行われたが、留学生部は、文部省と学生との話し合いの場の設定に努力し、事態の紛糾を避けた。

昭和46年4月、留学生部は最終年度を迎えた。寮の主管は再び学生部に移り、今日に至っている。

表10—4 国籍別学生総数（学生総数 433名）



千葉大学留学生部規程

第1章 総 則

第1条 学則第53条の3による留学生部はこの規程の定めるところによる。

第2条 留学生部に入学させる学生は原則として東南アジア中近東諸国からの国費外国人留学生とする。ただし、欠員があるときは、私費外国人留学生を入学させることがある。

第3条 留学生部の修業年限は3年とする。その第1年次は別科に相当し、第2年次及び第3年次はそれぞれ大学学部の第1年次及び第2年次に該当するものとする。

第4条 留学生部の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 60名

総定員 180名

第2章 入学、休学および編入学

第5条 留学生部の入学資格は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたとする。

第6条 留学生部の入学志望者に対しては選考のうえ入学を許可する。ただし、国費外国人留学生については学長が文部大臣と協議して定める。

第7条 留学生部の第2年次に編入学を志望する者があるときは選考のうえ入学を許可することがある。ただし、国費外国人留学生については前条ただし書の規定を準用する。

第8条 留学生部の入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは学年の中途に入学を許可することがある。

第9条 留学生部に入学を志願する者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- 一 留学生部入学願書
- 二 履 歴 書
- 三 卒業証明書又は資格証明書
- 四 学業成績証明書
- 五 身分証明書
- 六 健康診断書
- 七 写 真

前項のほか、必要と認める場合は、旅券又は外国人登録証明書を提示させることがある。

第10条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手続き及び宣誓を行わなければならない。

第11条 学生は入学の際、保証人を定め留学生部長に届け出なければならない。ただし、国費外国人留学生についてはこの限りでない。

第12条 保証人は本邦に居住し身元確実な者で留学生の身分及び在学中の経費等につ

別表

について一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

第13条 疾病その他の事由により2か月以上学習することが困難な場合は事由を具して学長に願出で、その許可を得て休学することができる。

第14条 休学期間は通算して2年を超えることはできない。

第15条 学生は6年以上在学することはできない。ただし、第1年次については2年を超えることはできない。

第16条 留学生部に3年以上在学し、所定の課程を修了した者に対しては修了証書を授与する。

2 修了の認定は、留学生部教授会の議を経て学長がこれを行う。

第17条 留学生部を修了した者は本学又は他の大学学部第3年次に編入学を志願することができる。

2 国費外国人留学生の編入学すべき大学については、学長が文部大臣と協議して定める。

第18条 留学生部の第1年次を修了して本学又は他の大学学部に入學を志願する者があるときはこれを許可することがある。

第19条 留学生部の第2年次を修了した者が本学又は他の大学学部に入學を志願することは原則としてこれを認めない。

第3章 教育課程

第20条 第1年次における授業科目は、日本語、日本事情、外国語、保健体育及び基礎科目とし、その授業時数及び履修方法は次のとおりとする。

- 一 日本語は必修とし、その授業時数は年間800時間以上とする。
- 二 日本事情は必修とし、その授業時数は年間120時間以上とする。
- 三 外国語は英語及び仏語とし、いずれか1の科目について履修するものとする。
- 四 保健体育は体育実技とし、必修とする。
- 五 基礎科目は数学、物理、化学、生物とし、これらの科目について3科目を選択履修するものとする。ただし、医学及び歯学の学部に進む者については、数学、物理、化学、生物の4科目を履修しなければならない。

2 前項各号に示す授業科目の前期及び後期における毎週授業時数は別表第1のとおりとする。

3 第1年次の履修科目については、単位を与えない。

第21条 第2年次及び第3年次における授業科目は次のとおりとする。

- 一 一般教育科目

- 二 外国語科目
 - 三 保健体育科目
 - 四 専門基礎科目（医学及び歯学の学部に進む者については基礎教育科目）
 - 五 日本語科目
 - 六 日本事情に関する科目
 - 七 前各号のほか、必要に応じて専門教育科目の授業を行うことがある。
- 2 学生は前項第1号から第6号に掲げる各授業科目について、合計64単位以上、医学及び歯学の学部に進む者については合計76単位以上を修得しなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、必要ある場合、専門教育科目について所要単位を修得させることがある。
 - 4 一般教育科目は次のとおりとする。

人文科学系列	文学、哲学、心理学、美学
社会科学系列	法学、経済学、統計学、社会学
自然科学系列	数学、物理学、化学、生物学、地学、図学
 - 5 一般教育科目については、人文科学系列及び社会科学系列から各1科目4単位、自然科学系列からは3科目について各4単位、合計5科目20単位を修得するものとする。ただし、医学及び歯学の学部に進む者については自然科学系列のうち数学、物理学、化学、生物学について各4単位合計16単位を修得しなければならない。
 - 6 一般教育科目は原則として第2年次において履修するものとする。
 - 7 外国語科目は英語、仏語及び独語とし、そのいずれか1の科目について8単位を修得するものとする。ただし、医学及び歯学の学部に進む者については英語及び独語各8単位合計16単位を修得しなければならない。
 - 8 保健体育科目は実技2単位とし、原則として第2年次において修得するものとする。
 - 9 専門基礎科目及び基礎教育科目の授業科目及び単位数は別表第2のとおりとする。
 - 10 専門基礎科目及び基礎教育科目は原則として第3年次において履修するものとする。ただし、必要ある場合は、その一部を第2年次において履修させることがある。
 - 11 学生（医学及び歯学の学部に進む者を除く。）は、専門基礎科目の中からその専攻に関連のある科目について16単位以上を修得するものとする。その履修については、専攻別に指定された科目について所定の単位を修得しなければならない。専攻

別 表

別指定科目は別に定める。

- 12 医学及び歯学の学部に進む者については基礎教育科目として別表第2に掲げる各授業科目の中から、数学、物理学、化学、生物学について各4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。
- 13 日本語科目は必修とし、第2年次においては8単位、第3年次においては2単位を修得するものとする。
- 14 日本事情に関する科目は必修とし、第2年次においては4単位、第3年次においては2単位を修得するものとする。
- 15 前2項に定める日本語科目及び日本事情に関する科目の単位は一般教育科目及び保健体育科目の単位に振り替えるものとする。
- 16 専門教育科目については、留学生部に開設されるもののほか、その専門教育科目を開設する本学の他の学部において履修または聴講することができる。

第22条 学生が授業科目を履修した場合には、成績の考査を行う。

成績の考査は試験、学習報告、平素の学習状況等によって行い、合格した者に対しては、その科目について単位を与える。

- 2 出席時数が総授業時数の3分の2に達しない者に対しては原則としてその授業科目について考査は行わない。ただし、病気その他やむを得ない理由により所定の出席時数に満なかつた者で、総授業時数の2分の1以上出席した者については審議のうえ考査を行うことがある。
- 3 考査の結果は優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 4 合格した授業科目は、その科目名、単位数及び考査の結果を指導要録に記録して合格を証明する。ただし、第1年次における履修科目の成績については、単位の枠外に記録する。
- 5 第1年次においては、その年次に履修すべき授業科目中日本語を含めて3分の2以上の科目について合格しなかつた者は第2年次以降の授業を受けることができない。

第23条 第2年次及び第3年次における各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単

位とする。

二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。

三 外国語科目及び日本語科目については、演習と同一に取扱う。

四 実験、実習、体育実技等の授業については、学習はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、毎週3時間15週の実験または実習をもって1単位とする。

第24条 第2年次及び第3年次においては、学生は毎学期の初めに履修又は聴講すべき科目を定め、所定の期日までに届出なければならない。届出をしない科目はこれを学習することができない。

2 学生が他の学部の授業科目を履修又は聴講しようとするときは、留学生部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

3 授業科目の種類、講義題目、単位数、時間割等は毎学期の初めに公示する。

第25条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日とする。

2 第1年次における1週間の授業時数は34時間以上とする。

第4章 検定料、入学料および授業料

第26条 外国人留学生は次の諸料金を納入しなければならない。

ただし、国費外国人留学生はこれを徴収しない。

一 検定料	3,000円
二 入学料	4,000円
三 授業料 第1年次 年額	9,600円
第2年次以降 年額	12,000円

第5章 学 寮

第27条 留学生部に学寮を置き、原則として国費外国人留学生全員を入寮させるものとする。

第28条 私費外国人留学生であって、学寮に入寮を希望する者があるときは国費外国人留学生を収容して、なお余裕がある場合に限り、これを許可することができる。

第29条 入寮を許可された私費外国人留学生は寄宿料として月額300円を納入しなければならない。

第30条 この規程に定めるもののほか学寮に関する細則は別に定める。

第6章 補導主任および寮務主事

別 表

第31条 留学生部に補導主任を置き、教授をもってあてる。留学生部に寮務主事を置き、教授又は助教授をもってあてる。

第7章 管 理 運 営

第32条 留学生部に教授会を置く。

教授会については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際第26条に定める授業料の額と異なる額によることとされていた者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 千葉大学留学生課程規程（昭和35年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程の改正は、昭和39年6月11日から施行する。

別表1 第1年次における授業科目及び授業時数

科 目 \ 授 業	授 業 科 目	毎週授業時数		備 考
		前 期	後 期	
日 本 語	日 本 語	28	20	
日 本 事 情	日 本 事 情	4	4	
基 礎 科 目	数 学	2	4	(1) 3科目選択 (2) 医学及び歯学の学部に進む者は4科目必修
	物 理		3	
	化 学		3	
	生 物		(2)	
外 国 語	英 語	2	2	1科目選択
	仏 語	2	2	
保 健 体 育	体 育 実 技	2	2	
毎 週 授 業 時 数 合 計		38	38 (40)	かっこ内は医学及び歯学の学部に進む者の履修すべき時数を示す。

別表2 専門基礎科目及び基礎教育科目一覧

区分	科目	授業科目	単位数	区分	科目	授業科目	単位数
専門基礎科目	数学	解析学	6	専門基礎科目	地学	地質学	4
		解析幾何学	4			地質学実験	1
		代数学	4			鉱物学	4
		実験統計学	4			鉱物学実験	1
	基礎物理学	4	地形学			4	
	物理学	力学	4	基礎教育科目	数学	解析学	6
		力学演習	2			実験統計学	4
		物理学実験 I	2		物理学	基礎物理学	4
	化学	無機化学	4			物理学実験 I	2
		有機化学	4		化学	有機化学	4
		分析化学	4			物理化学	4
		分析化学実験	2			物理化学実験	1
		物理化学	4		生物学	基礎動物学	4
		物理化学実験	1			基礎動物学実験	1
	生物学	基礎動物学	4			基礎植物学	4
		基礎動物学実験	1	基礎植物学実験		1	
		基礎植物学	4				
		基礎植物学実験	1				

備考 必要と認めるときは、上記以外の科目を加えることがある。

別 表

表10-5 進 学 大 学 別、

進学大学名 国 名	北海道大学			弘前大学	秋田大学	東 北 大 学						新潟大学		宇都宮大	茨城大学
	医学	工学	農学	医学	鉱山	理学	医学	歯学	薬学	工学	農学	医学	歯学	農学	工学
アフガニスタン								1		1					
イ ラ ク															
イ ラ ン		1								1					
インドネシア															1
エチオピア															
カンボジア										1					
韓 国															
シンガポール	1									1					
シ リ ア															
セ イ ロ ン										1					
タ イ							2			3					
中 国(台湾)	2						1					4			
ネ パ ール				1								1			
パキスタン															
ビ ル マ					1	1									
フィリッピン										3					
ベトナム		1	3			1			1	2	1				1
香 港													1		
マレーヤ、 マレーシア												1			
ラ オ ス															1
計	2	2	3	1	1	2	3	1	1	13	1	6	1	1	2
合 計	8			1	1	21						7	1	2	

注： 本表中、学生の国籍は入学当時のものに基づいて集計した。

国 籍 別 学 生 数

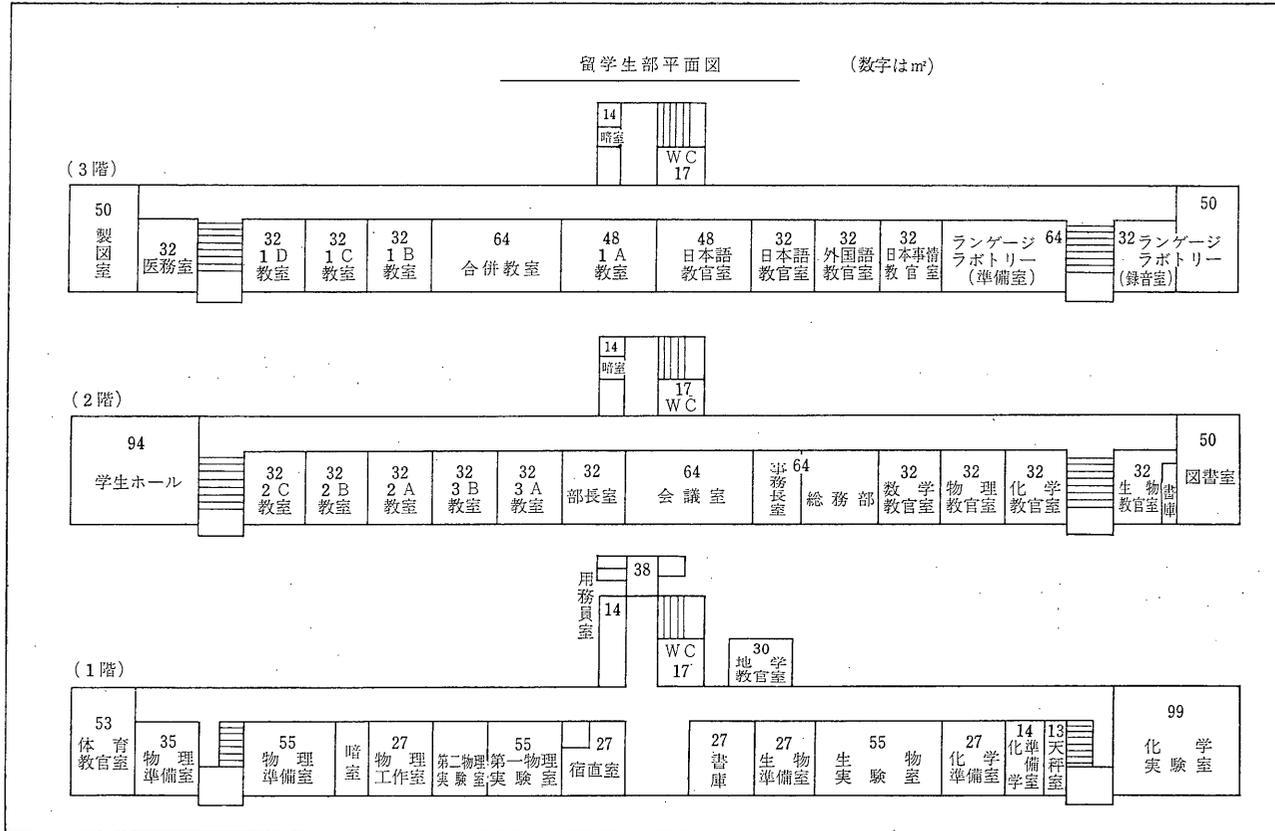
埼玉 大学	千葉大学			東京大学					東京 工業 大学	東京教 育大学	東京医 科 歯科 大学	東京商 船 大学	東京水 産 大学	電 気 通 信 大 学	東京農 工 大 学			
	理工	医学	薬学	工学	理学	医学	薬学	工学							農学	工学	農学	
	2																	
			1															
			3				2		5	2					1			
1	1	2	1										1			1		
			1															
			3						1				1	2	1	1		
		1																
	1		3				10		8			1	4	1				
																2		
			1						4	1			1			2		
	6	1	7		4		8		9		4			9				
	11	7	3		3	1	2				1							
1	1								1									
							2		7		1		4		4			
		2			1		3		5			3						
							2		4		1				1			
			1	2			6	1	13	1			2	4	3	1		
	1		1				6		6		1			3				
			2															
2	23	13	27	2	8	1	41	1	63	4	1	7	3	7	14	21	5	3
2		63					53		63	5		10		7	14	21		8

別 表

進学大学名 国 名	東京芸術大学	横浜国立大学	国 立大学	静岡大学	岐阜大学	名古屋大学	名古屋工業大学	京 都 大 学				京都工芸繊維大学	大 阪 大 学			
	美術	工学	工学	工学	農学	医学	工学	理学	医学	工学	農学	繊維	医学	歯学	工学	
アフガニスタン						1	1	1		1	1				1	
イ ラ ク														1		
イ ラ ン				1		2					3			1	3	
インドネシア			1												1	
エチオピア																
カンボジア																
韓 国																
シンガポール	2	1					1				3				7	
シ リ ア																
セイロン			1								3	1		1	4	
タ イ			1			2		1		4	3			4	4	
中 国(台湾)						1										
ネパール											1			1		
パキスタン			2								1				3	
ビルマ								1			1		1	1		
フィリッピン			1						1				1		1	
ベトナム			1					2	1	2						
香 港															1	
マレーシア										1	8			2		
ラオス					1									1	1	
計	2	8	1	1	1	6	4	4	3	6	24	1	2	12	2	24
合 計	2	8	1	1	1	10		4		34		2		38		

第10章 留学生部

神戸大学			鳥取大学	広島大学	九州大学			九州工業大学	長崎大学	熊本大学	鹿児島大学	三重大学	計	備考
理学	医学	工学	医学	工学	医学	工学	農学	工学	水産	医学	医学	工学		
													10	入学人員10名
													2	入学人員2名
												1	26	入学人員28名、退学2名
		1									1		12	入学人員12名、内私費1名
													1	入学人員1名
													10	入学人員10名
													1	入学人員1名
						1	1						46	入学人員46名
													2	入学人員2名
						1							21	入学人員21名
						1							73	入学人員79名、退学3名、東外大へ3名
	1		2							1	1		41	入学人員44名、退学3名
									1				8	入学人員9名、退学1名
				2					1				27	入学人員28名、研留学生へ2名
													20	入学人員25名、退学3名、研留学生へ2名
													15	入学人員17名、退学2名
		1							2				53	入学人員54名、内私費1名、東外大へ1名
													2	入学人員2名、内私費1名
1						1				1			33	入学人員35名、退学2名
													6	入学人員7名、東外大へ1名
1	1	2	2	2	2	2	1	4	1	1	1	1	1	入学人員433名、退学16名、東外大へ5名、研留学生へ3名
	4		2	2		5		4	1	1	2	1	409	差引進学者409名



留学生部建物見取図 (校舎)

教 官 一 覧

学 科 目	氏 名	職 名	講師以上の在職期間	備 考
日 本 語	高 橋 一 夫	教 授	昭和35. 5 ~ 39. 4	東京外国語大へ
	大 槻 信 良	教 授	昭和35. 7 ~ 45. 3	人文学部へ
	池 田 重	教 授	昭和36. 5 ~ 45. 4	教育学部へ
	望 月 孝 逸	教 授	昭和40. 8 ~ 47. 3	教養部へ
	林 田 明	助 教 授	昭和36. 4 ~ 43. 3	人文学部へ
	吉 沢 典 男	助 教 授	昭和38. 5 ~ 41. 3	東京外国語大へ
	倉 持 保 男	助 教 授	昭和40. 6 ~ 45. 4	群馬大へ
日 本 事 情	加 藤 彰 彦	助 教 授	昭和42. 3 ~ 46. 3	文部省へ
	三 橋 富 治 男	教 授	昭和36. 6 ~ 47. 3	人文学部へ
英 語	松 元 泰 忠	講 師	昭和39. 4 ~ 47. 3	教養部へ
	木 暮 義 雄	教 授	昭和35. 5 ~ 43. 3	人文学部へ
	小 松 光	教 授	昭和36. 6 ~ 43. 3	教養部へ
	岩 月 精 三	教 授	昭和38. 9 ~ 47. 3	教養部へ
	長 井 善 見	助 教 授	昭和36. 4 ~ 38. 5	文理学部へ
独 語	古 宮 照 雄	講 師	昭和43. 4 ~ 45. 3	教養部へ
	清 水 豊 明	助 教 授	昭和43. 4 ~ 45. 3	武蔵大へ
	柏 原 兵 三	講 師	昭和37. 4 ~ 42. 3	明治学院大へ

仏語	重 信 常 喜	教 授	昭和37. 5 ~ 43. 3	教養部へ
	薄 井 歳 和	助 教 授	昭和39. 4 ~ 46. 3	人文学部へ
数 学	大 関 信 雄	教 授	昭和36. 6 ~ 43. 3	教養部へ
	五 味 淵 正 詞	教 授	昭和37. 5 ~ 46. 3	教養部へ
	清 水 多 門	助 教 授	昭和35. 5 ~ 43. 3	教養部へ
	青 柳 雅 計	講 師	昭和37. 4 ~ 39. 3	教育学部へ
	福 田 途 宏	講 師	昭和39. 4 ~ 43. 3	教養部へ
物 理	矢 田 富 三	教 授	昭和35. 5 ~ 41. 3	停 年
	高 田 安 之	教 授	昭和35. 5 ~ 46. 3	教養部へ
	奥 谷 友 治 郎	教 授	昭和37. 5 ~ 42. 3	停年
	田 畑 広 司	助 教 授	昭和39. 4 ~ 43. 3	教養部へ
化 学	田 中 大 二	教 授	昭和36. 6 ~ 43. 3	教養部へ
	加 藤 京 太	助 教 授	昭和35. 7 ~ 39. 3	福島大へ
	林 誠 人	教 授	昭和39. 9 ~ 47. 3	教養部へ
	中 務 幸 雄	講 師	昭和39. 4 ~ 42. 5	理学部へ
生 物	百 瀬 静 男	教 授	昭和39. 5 ~ 43. 3	逝去
	西 田 誠	教 授	昭和37. 4 ~ 46. 3	理学部へ
	栗 田 子 郎	助 教 授	昭和40. 6 ~ 46. 3	理学部へ
地 学	前 田 四 郎	教 授	昭和39. 8 ~ 47. 3	理学部へ

学 科 目	氏 名	職 名	講師以上の在職期間	備 考
図 学	坂 田 種 男	助 教 授	昭和43. 5 ~ 45. 4	工業短期大学部へ
体 育	日 高 明	助 教 授	昭和38. 4 ~ 44. 10	教養部へ
	桃 崎 浩	助 教 授	昭和37. 5 ~ 44. 6	寮務主事